

令和5年度緊急医薬品対策実施要綱

1 目的

緊急に確保することが困難な医薬品（以下「緊急医薬品」という。）を購入、備蓄することにより、医療機関からの供給依頼に対し速やかに対応することで、医療の万全を期する。

2 期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 緊急医薬品取扱品目及び数量

(1) 乾燥抗破傷風人免疫グロブリン（250単位）	20本以内
(2) 乾燥まむしウマ抗毒素（6,000E/W）	4本以内
(3) パム静注（500mg）	100本以内
(4) バル筋注（100mg）	320本以内
(5) デトキソール静注液（2g）	350本以内

4 委託先

宮城県仙台市泉区八乙女3-3-1 宮城県医薬品卸組合 理事長 鈴木 三尚

5 備蓄保管場所

宮城県黒川郡大和町小野字明通40-7 (株)バイタルネット宮城物流センター

6 取扱方法

- (1) 県は、3に掲げる緊急医薬品を購入したときは、速やかに委託先に保管を依頼するものとする。
- (2) 医療機関が緊急医薬品の供給を受けようとするときは、別紙様式1号により緊急医薬品供給願を知事に提出するものとする。
- (3) 県は、緊急医薬品供給願があったときは、直ちに委託先に対し、医療機関への緊急医薬品の供給を依頼するものとする。
- (4) 委託先は、県から供給依頼があったときは、速やかに医療機関に緊急医薬品を供給するものとする。
- (5) 委託先は、緊急医薬品を供給したときは、別紙様式第2号により緊急医薬品供給報告書を知事に提出するものとする。
- (6) 医療機関が緊急医薬品の供給を受けたときは、別紙様式第3号により緊急医薬品受領書を知事に提出するものとする。
- (7) 県は、委託先から供給報告を受けたときは、供給を受けた医療機関に対し、納入通知書を発行し緊急医薬品の代金を徴するものとする。
- (8) 県及び委託先は、帳簿を備え、緊急医薬品を購入した場合は、品名（製造業者名、製造記号又は製造年月日、有効期限を含む。）、受入年月日及び数量を、また、供給した場合には、供給年月日、供給先、供給数量を整理しておくものとする。
- (9) 県は緊急医薬品の有効期限が切れる前に、委託先と廃棄等について協議する。廃棄等に経費が発生した場合は、県が負担するものとする。
- (10) この要綱に基づき備蓄する緊急医薬品は、人命救助のために使用するものとし、人以外に対する用途には供給を行わないものとする。

7 供給価格

供給価格は、薬価基準によるものとする。

医療機関は、県が発行する納入通知書により緊急医薬品の代金を納入すること。

なお、緊急医薬品の輸送に要した実費は、別途、医療機関が負担する場合がある。

8 施行期日

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。